

京 都 大 学 基 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 (1)~(6) } (略)</p> <p>(特定基金)</p> <p>第4条 特定目的の寄附を募るため、基金に特定基金を置くことができる。 2 前項の特定基金に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(顕彰)</p> <p>第5条 2 } (略)</p> <p>(基金運営委員会)</p> <p>第6条 本学に基金の運営に係る次の各号に掲げる事項について、役員会の諮問に応じるため、基金運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(1) 基金の事業計画に関する事項 (2) 基金の予算及び決算に関する事項 (3) 寄附の受入れに関する事項 (4) その他基金の管理運営に関する重要事項</p> <p>2 委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) <u>大学基金担当の副学長(以下「担当副学長」という。)</u> (2) 財務担当の理事 (3) 研究科長 若干名 (4) 研究所長又はセンター長 若干名 (5) 渉外部長及び財務部長 (6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>3 前項第3号、第4号及び第6号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>4 第2項第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当副学長の任期の終期を超えないものとする。</p> <p>第7条 2 } 第8条 (事務) } (略) 第9条 (基金の管理) } 第10条 (雑則) }</p> <p>第11条 この規程に定めるもののほか、基金の運営その他必要な事項は、委員会の議を経て担当副学長</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 (1)~(6) } (同 左)</p> <p>(基金の構成)</p> <p>第4条 <u>基金は、基金への寄附及びその運用による果実をもって構成する。</u></p> <p>(特定基金)</p> <p>第5条 本学の特定の事業に対する寄附を募るため、基金に特定基金を置くことができる。 2 前項の特定基金に関し必要な事項は、<u>大学基金担当の副学長(以下「担当副学長」という。)</u>が定める。</p> <p>(顕彰)</p> <p>第6条 2 } (同 左)</p> <p>(基金運営委員会)</p> <p>第7条 本学に基金(<u>特定基金を除く。第12条において同じ。</u>)の運営に係る次の各号に掲げる事項について、役員会の諮問に応じるため、基金運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(1) } (同 左) (2) } (3) } (4) }</p> <p>2 (1) <u>担当副学長</u> (2) } (3) } (4) } (5) } (6) }</p> <p>3 } 4 } (同 左)</p> <p>第8条 2 } 第9条 (事務) } 第10条 (基金の管理) } 第11条 (雑則) } 第12条 }</p>

改 正 前	改 正 後
が定める。	附 則 この規程は、平成27年2月24日から施行する。